

歴史散歩道 幻の蝦夷協和国の迹 編

6月に北海道、幻の蝦夷共和国の迹を訪問した。

最初の訪問地は幕府海軍の旗艦「開陽丸」が大しけで沈んだ江差の記念館です。アームストロング砲やクルップ砲を見ているうちに何やら小さなガトリング砲らしいものが・・・見学を終えて係りの方に「あのガトリング砲はどうしてあるのですか?」「あれはおもちゃですよ」「そうでしょうね?日本に3台しかない中で、長岡藩が2台所有していた。そして4台目は新政府軍の甲鉄艦がもっていた。土方歳三が宮古湾決戦でその甲鉄艦を乗っ取ろうとして乗船したところ、ガトリング砲で打ちまくられて失敗した。だから開陽にはないはず」「でも訪れた方は皆さん機関銃もあると喜んでいますよ。開陽にあったかは別ですよ」と。

翌日は松前城を訪れ新たな発見をして、今回の目的地である箱館の「碧血牌」へ。ここでは戊辰戦争で敗れた幕臣の遺体が野ざらしにされていた。それをともらうために総裁榎本武揚等で造った供養の墓碑であり今回初めて訪れた。その後土方の最後の地の一本木関門や浦賀与力として条約締結に努力した中島三郎助の終焉地・現在

の中島町を。そして五稜郭と箱館奉行所に!大きなノボリで「海軍伝習隊」「え!幕府歩兵奉行大島圭介が率いたのは陸軍伝習隊では?」とガイドさんに質問すると



「そうだよね・・・榎本指揮官の下になつたから海軍と変えたのかな?後で調べ直します?」魚も美味く、多くの勉強と発見があった旅でした。でも歴史の真実は曲げて欲しくないと感じた旅でした。

(大藪)

「悲観的に準備して 楽観的に暮らす」

右は、先日の日向灘を震源とする地震をうけて発表された「南海トラフ地震臨時情報」(巨大地震注意)に備えて、どうするべきかという質問に対する専門家の答えで、印象に残っているのがタイトルにさせていただきました。日本は、歴史上たくさんの地震に見舞われてきました。以前、奈良の吉野の金峯山寺に行ったときに、蔵王権現像の足は、地面の悪魔を踏みつけるために片方が宙に浮いているという説があるとの説明があり、千年以上前の日本人も地震を恐れていたのだなど実感しました。また、一七〇年前、幕末の一八五四年に起きた「安政東南海地震」では、11月4日・5日に東西で相次いでM8クラスの大地震が発生し、あわせて3万人を超える死者を出したと言われており、その翌年には首都直下型地震(M7.4)も発生し、この二度の地震が、江戸幕府にとどめをさしたとも言われています。南海トラフを原因とする地震の特徴は、前述の「安政東南海地震」にあるように、太平洋側の南海トラフ沿いの東半分と西半分に、時間差で、あるいは同時に連動して発生することだと言われています。今回の報道等で、「半割れ」「全割れ」



などという言葉を目にした方も多いのではないのでしょうか。そして、このような特徴のある地震が最後に記録されているのは、昭和20年・21年の昭和地震のようです。過去の歴史をさかのぼっても、南海トラフを原因とする地震が起きる周期は、九十年とも二七十年ともいわれています。一方で、関東大震災から百年間に、百人以上犠牲者を出す大地震は16回発生しており、5ないし6年に一度大地震に見舞われている計算になります。つまり、多数の地震は、南海トラフ以外の原因で起こっているということです。実際に、阪神淡路大震災、東日本大震災、熊本地震など、直近の最大震度7を記録している地震は、すべて南海トラフのプレート境界面以外を震源として起こっているそうです。南海トラフ地震と聞くと、恐ろしいものだとか危機感をあおられますが、それ以上に、日本にいる限りどこにいても、巨大地震に遭遇する可能性があるので、そこで、タイトルの言葉にたちかえり、言葉の響きだけに煽られて「悲観的に暮らす」ことの無いよう、できる限りの備えをした上で「いつも通り」生活することが大切だと思いました。(中島)

やぶやぶにゆうす



編集・発行：
株式会社大藪保険コンサルタント
代表取締役 高橋雅之
〒167-0032 東京都杉並区天沼3-2-6-2F
TEL.03-3392-6765
FAX.03-3392-6793
mail
office@yabuyabu.com
https://www.yabuyabu.com/

歴史的変革期にある保険事業 弊社のこれから

昨年のビッグモーター社を取り巻く問題、そして大手企業に対する独占禁止法違反であるカルテル問題は連日のようにニュースや新聞で取り上げられ、それらを発端として金融庁は保険会社への業務改善を求める流れがしばらく続いています。各社からの改善案報告、金融庁からの指導、さらには有識者会議に第三者委員会など・・・業界の標を正すべく様々な方面と視点から意見を取り入れようとしています。

逆により自由化となつてからは、競争に勝つための一つの方法論として商品が複雑化し、それが後に不払い問題に発展し、損保会社が次々と業務停止となったのは平成17年頃の話です。その後はローコストオペレーションを目指し、いろんな保険会社の合併が進んでいきました。

最近の若い方はピンと来ないかもしれませんが、損保保険はいわゆる金融ビッグバンと言われている平成8

年までは、「どこの保険会社で加入しても内容も値段も同じ」という護送船団時代が長く続いていた。莫大な数の顧客を持っているディーラーさんや中古車屋さんに、自社の商品を取り扱ってもらいたいと考えた場合、商品

の中身や値段は同じだったらどのような差別化するでしょうか?一連の不祥事の中で取り沙汰されている「手数料インセンティブ」「修理内容を寛容に認定する」「保険会社内で自動車の社販を推進する(買ってあげるという意味です)」「出向者を送り込み業務推進を担う」という点などは、ずっと以前から脈々と続いていた悪習ともいえるものです。

直近の大きな改革としては、平成28年の保険業法の改正です。これはあまりお客様に直接的な影響はない部類のものですが、わかりやすくまとめると、保険代理店も保険会社と同等の立場として義務を負うというものです。(いや、少し言いすぎましたが)今までは



保険会社の傘の下で守られていた代理店も一事業者としての自立と自律が求められるようになりました。金融庁の監査も代理店にダイレクトに入るようになった事も大きいです。

昨今の一連の不祥事は、急に生まれたものでもなく、これまでの歴史で生み出されたものであり、業界を正すという意味では大きなチャンスであるといえたいです。保険会社の勇気ある決断に期待したいところです。

それらの問題の最終的な答え(改善案)はまだ提示されていない段階ですが、私たち保険代理店は先行して(？)保険会社からのいろいろな新しい取り組みを求められています。

目的は、契約者の保護と、そして顧客本位の業務運営を徹底することにより、皆様からの信頼を得ることです。

弊社も今までよりさらにお客様の満足度を上げられよう、それらの取り組みに真摯に向き合い、実践していくことを社内でも共有と確認をしました。一連の不祥事で地に落ちた保険業界の信頼を回復できるよう精進してまいります。業界全体から見れば弊社はちっぽけな存在かもしれませんが、せめて弊社のお客様には保険に入ってよかったと思ってもらえるように社員一同で頑張ります。

その動きに伴い、具体的には皆様へ新しい形のご案内をする場面も多くなると思います。もしご案内した方法を疑問に思われたり、不快に感じられた場合は、忌憚のないご意見をいただきました。あくまでも弊社はお客様皆様に寄り添う立場であり続けたいと思っています。

(高橋)

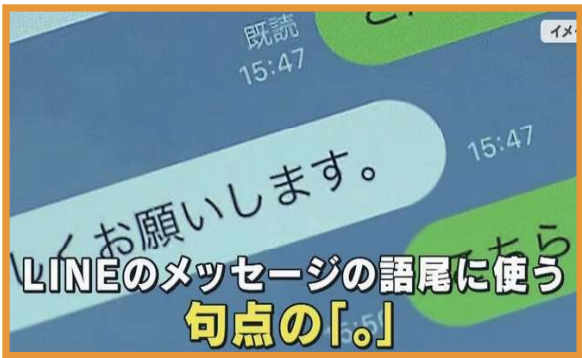
マルハラスメントご存じですか？

みなさんはつぎの三つのについてどういった印象をもつでしょうか？

- ①「了解しました。」
- ②「了解しました」
- ③「了解しました☆」

とあるアンケートによると、①について、多くの人が一番丁寧だと好印象をもつようですが、20代30代の特に女性に限定すると半数以上が冷淡とか威圧的と感じるそうです。これはメールや手紙が主流の世代が比較的長い文章を送るため、句読点があるほうが親切に感じる一方、チャットアプリ等で短い言葉でのやり取りに慣れている世代は早く返事をするのを優先するため余計な修飾はつけないことと、句点を付けると一方的に会話を打ち切ったと思われ印象がよくないためのようです。先輩や上司など目上の人が、メッセージアプリ等の文末を句点（マル）で終わらせることがハラスメントにあたるという意味で、「マルハラ」という言葉もあるそうです。ところで、先日挨拶

状を作成する機会があり、句読点が必要なのか、グーグル先生に聞いてみました。挨拶状や案内状については、句読点を使用しないのが一般的なようです。理由は様々でしたが、大きくは次の三つのようです。



1. 縁起が悪いから
句読点は文章の流れを一旦切る、または区切るとの意味があることから「縁を切る」と連想させてしまうため、招待状や挨拶状では句読点を使用しないのが一般的です。また年賀状をはじめ慶事の場合

も使用しないのが一般的とのことです。

2. 相手に対して失礼になる場合があるから

伝統的な日本語の縦書きの文章に句読点はありませんでした。明治時代に、文章を読み慣れていない人々にも正しく読んでもらうために、政府が区切れを示すよう作ったのが句読点のはじまりです。つまり、句読点をつけることは読み手を「文章の正しく読めないやつ」と見下すことになるから失礼だという説です。実は、若者だけでなく、年配の世代の中にも手紙やメールに句読点をつけるのは失礼にあたると感じる人がいるそうです。

3. 伝統的かつ正式な日本語の文章ではないから

これは2の理由にも近いのですがそもそも日本語に句読点はなく便宜上生まれたものであるため、挨拶状や招待状などの正式な格式ある文章にはふさわしくないというものです。

句読点が案外最近できたものだということや、正式な文章にはふさわしくないことなど知らなかったのが驚きました。また、これからラインやチャット

等のコミュニケーションが主流となっていくと、今以上に「マルハラ」を感じる人が多数派となり、句読点の使用される機会が減っていくかもしれません。なんでもかんでもハラスメント扱いする時流はいかなるものかと思うことも多々ありますが、自分の中の常識や慣れ親しんだものだけが絶対ではないのだから

新入社員 自己紹介

5月1日に入社しました東京都出身の大島と申します。前職では大学関係の仕事をしておりましたが、保険業界で専門的に仕事をしていきたいという思いから、縁あって、大蔵保険コンサルタントにお世話になることになりました。

趣味はスポーツです。小学校の時はリトルリーグで野球をしていました。西武ライオンズ、メジャーリーグでも活躍したあの松坂世代です。

中学生・高校生は部活動で、大学ではサークル活動として、バスケットボールやっています。最近、スポーツはテレビでの



皆様どうぞよろしくお願いたします。

夏のオリンピック

この夏のパリオリンピック、皆さんどうご覧になったでしょうか？私は忙しさにかまけて、気付けば開会式が行われていて、日本人アスリートの活躍のニュースが飛び込んで来て、やっとオリンピックが始まったことを実感しました。

それにしても日本人アスリートの活躍は凄かったですね。後世に残る名シーンが色々誕生しました。私は柔道男子60kg級の永山竜樹選手の誤審からの銅メダル獲得は特に感動しました。実は永山選手と私身長体重がほぼ一緒なのです。（私はあんなに腹筋が割れてないですけど…）なのにあんなに強くてメンタルも強い姿に感動しました。そして何と言っても試合後の永山選手のコメントが素晴らしかった！試合後に誤審の相手選手であるスペインのガリゴス選手が謝罪に来てくれたそうで、永山選手はこんなコメントを残されています。「ガリゴス選手が会いに来てくれました！彼から謝罪の言葉がありました。彼にとっても不本意な結果だったと思います。オリンピックの舞台で彼と全力で戦えた事を幸せに思います。誰がなんと言おうと私たちは柔道ファミリーです！」だそうです。正直私はこの言葉は出てきません。一流は流石ですね。この心の広さ、見習いたいと思います。

オリンピック選手の活躍から学んだことを、しっかりと自分の活動に生かしていきたいなと思った2024年夏。まだまだ暑い日が続きます。昼夜問わず熱中症対策を万全に、そしてゲリラ豪雨（局地的な大雨）にも注意、警戒してください。

（高橋）

（仲山）

自転車ルールの変更



自転車は子どもから大人まで、多くの方が利用するとても身近な乗り物ですが、5月に改正道路交通法が可決・成立しました。自転車に関連した100を超える違反項目が設けられ、悪質運転、危険運転には反則金が設けられます。

【対象者と主な対象行為】

16歳以上の利用者に適用され、113の違反行為が対象です。

ほんの一部ですが、違反行為を挙げてみると次の通りです。

- ・信号無視
- ・例外的に歩道を通行できる場合でも徐行などをしてしない
- ・一時不停止
- ・携帯電話を使用しながら運転する
- ・右側通行等の通行区分違反

傘を差したりイヤホンをつけたりしながら運転する等今回の改正では、自動車のドライバーにも全くなかわりがないわけではありません。車が自転車の右側を通過する際、十分な間隔がない時は間隔に応じた安全な速度で進行し、自転車もできる限り道路の左端に寄るよつ、いずれも罰則付きで義務を

課されます。それぞれの反則金の金額などについては今後検討されますが、5千円から1万2千円程度になるのではないかと推察されています。【2024年11月から施行されること】改正道路交通法は、2年後の2026年を目途に施行されるので、もう少し時間があります。

しかし、「自転車での酒気帯び運転」「スマートフォンなどを使用しながら運転」については、今年11月から以下のように罰則付きで違反となりますので注意が必要です。

- ・走行中携帯電話等を手で持つて通話したり、画像を注視する↓6月以下の懲役または10万円以下の罰金
- ・携帯電話などを使用して走行し交通事故を起こす↓1年以下の懲役または30万円以下の罰金

・酒気帯び運転↓3年以下の懲役または50万円以下の罰金
・自転車の酒気帯び運転をほう助した者
車両を提供↓3年以下の懲役または50万円以下の罰金
酒類を提供↓2年以下の懲

役または30万円以下の罰金
さらに、酒気帯び運転とスマホながら運転は、危険な行為を繰り返した人が受ける自転車運転者講習の対象に加わりました。講習は数千円の受講料がかかるうえ、受講しなければ命令違反として5万円以下の罰金が科せられることになります。

【賠償責任保険の確認を】

罰則を受けるだけでなく、歩行者などにぶつかり加害者になつてしまうことも。そんな時に相手の治療代や物損を補償するのが「個人賠償責任保険（日常生活賠償など商品によつて異なります）」です。自転車用の保険に加入（継続漏れに注意）するか、それ以外だと自動車保険や火災保険、傷害保険などに特約として付保するのが一般的です。

私自身、車を運転していると危険な運転をする自転車によく遭遇します。今回の改正で自転車運転マナーが向上し、事故が減っていくことを期待したいです。それと、家庭内では子供にきちんと教えたと思います。